

忘れていませんか？**被扶養者の** **取消し手続き**をお願いします

あなたの被扶養者となっている方が、次のようなケースに該当するときは被扶養者ではなくなりますので、勤務先の共済担当課を通じて、共済組合へ手続きをしてください。



1 就職したとき

被扶養者が就職して、勤め先の健康保険の被保険者となったとき



2 認定限度額である年収130万円(月額108,334円)以上の収入があるとき※

ここに注意! 年収が130万円未満でも**3ヵ月平均の収入が108,334円以上の場合、取消し**となります。

例1 アルバイトの収入が**3ヵ月連続**で108,334円以上になってしまったとき
⇒**最初に108,334円以上となった月の初日に取消し**

例2 アルバイトの収入が**3ヵ月平均**で108,334円以上になってしまったとき
⇒**3ヵ月平均で108,334円以上となった月の翌月初日に取消し**

※60歳以上の被扶養者の場合は年額180万円(月額150,000円)



年収
130万円
以上



3 雇用保険を受給するとき

雇用保険を受給(給付日額が3,612円以上)することになったとき



4 確定申告などにより、事業収入が増えたことがわかったとき

事業の年間収入額から、共済組合が必要と認める次の経費(所得税法上の必要経費として認められる経費ではありません)を控除した額を含む収入が年額130万円以上のとき

	認められる経費	認められない経費
農業 所得者	・小作料 ・賃借料 ・農具費 ・諸材料費 ・光熱給水費 ・消耗品費 ・作業衣服費 ・地代家賃 ・苗代 ・肥料代 ・給与 ・修繕費 ・農薬費 ・土地改良費	・減価償却費 ・旅費 ・交通費 ・農業共済掛金 ・専従者給与 ・租税公課 ・通信費 ・運搬費
事業 所得者	・仕入 ・光熱給水費 ・消耗品費 ・給与 ・修繕費 ・地代家賃	・減価償却費 ・旅費 ・交通費 ・接待交際費 ・広告宣伝費 ・専従者給与 ・図書新聞費 ・租税公課 ・通信費 ・福利厚生費 ・運搬費 ・研修費



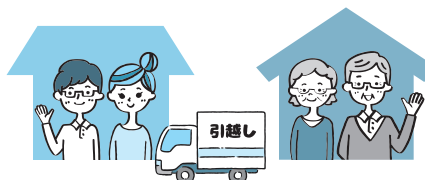
5 年金額が増えたとき

年金額の改定等により、60歳以上の被扶養者の収入が年額180万円以上となるとき



6 別居したとき

- 同居が条件の被扶養者と別居(または世帯分離)したとき
※組合員の配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、兄弟姉妹、父母など、直系尊属以外の3親等内の親族は、同居していなければ被扶養者として認定できません。
- 別居後、被扶養者の収入額を上回る仕送りがないとき
※仕送りは毎月、銀行等の金融機関からの振込みが必要です(手渡しは不可)。



7 個人事業を始めたとき

※収入状況により認定できる場合があります。



8 その他

離婚したときや死亡したとき

※認定取消日以降に医療機関等で受診していた場合、窓口でお支払いされた以外の共済組合が負担した額は、返還していただくことになりますのでご注意ください!

ご不明な点がございましたら、勤務先の共済担当課または共済組合保健課(TEL 076-263-3367)までお問い合わせください。